

京都市身体障害者リハビリテーションセンター事務分掌規則の一部を改正する規則
を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榎本 頼 兼

京都市規則第195号

京都市身体障害者リハビリテーションセンター事務分掌規則の一部を改正
する規則

京都市身体障害者リハビリテーションセンター事務分掌規則の一部を次のように改
正する。

第5条相談課の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号と
し、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 身体障害者福祉法による医師の指定に関すること。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)